

2 豊行（情運）第 1 0 号
令和 3 年 2 月 2 6 日

豊橋市長 浅 井 由 崇 様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会
会長 佐 野 真一郎

電子計算機の結合による個人情報の提供について
(答申第 2 6 号)

令和 3 年 1 月 1 4 日付け 2 豊長第 3 3 3 号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

記

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 2 7 条第 2 項に基づき、要介護認定を受けようとする被保険者に対する面接等に係る訪問ルート等の管理、運営等のために、当該被保険者の住所、入院している病院、入所している施設その他当該被保険者の面接等のために必要な居所等に関する情報を、サイボウズ株式会社のクラウドサービスである k i n t o n e を利用して入力すること及びプログラム保守等のためにあっとクリエーション株式会社が当該情報についてアクセス等することにつき、電子計算機を結合することによって当該サービスの利用及び保守等を行うことについては、当該サービスを利用し、及び適切にプログラムを保守等することにより、要介護認定を受けようとする被保険者の面接等を効率よく行うことができ、業務の効率化に資するだけでなく、要介護認定までに要する日数の短縮が期待できると考えられ、当該被保険者の利益になると考えられることから、公益上の必要があり、かつ、当該事業者について利用規約又は豊橋市情報セキュリティに関する基本方針等に則った委託契約を締結することにより個人の権利利益が害されないよう必要な措置が講じられていると認められるため、豊橋市個人情報保護条例第 1 1 条第 2 項第 2 号に基づき電子計算機の結合による個人情報の提供について理由があるものと認める。